

静岡県立農林環境専門職大学等研究成果有体物取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部(以下「本学」という。)における研究開発成果としての有体物(以下「本有体物」という。)の取扱い及び管理(以下「取扱等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、本有体物の適正な取扱等を図り、もって研究活動及び社会貢献活動を円滑に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において「本有体物」とは、次の各号に掲げるいずれかに該当するもので、学術的・財産的価値その他の価値のある材料、試料(微生物、新材料、試薬、試液、化学物質、実験動植物、菌株、試験装置、実験器具、動植物新品種等をいう)、試作品及びモデル品等の有体物をいう。

(1) 研究開発の際に創作又は取得されたもので、研究開発の目的を達成したことを示すもの

(2) 研究開発の際に創作又は取得されたもので、前号に掲げるものを得るために利用されるもの

(3) 前2号に掲げるものを創作又は取得するに際し、派生して創作又は取得されたもの

2 本規程において「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 本学の教職員

(2) その他学長が指名した者

(本有体物の取扱)

第3条 本有体物は、別段の登録を必要とせず、創作又は取得の時点で本有体物として取扱う。

(本有体物の帰属)

第4条 本学において、教職員等により職務上得られた本有体物は、別段の定めのない限り、本学に帰属するものとする。

(守秘義務)

第5条 教職員等は、本有体物に関する情報について、本学の利害に関係する場合は、その秘密を守らなければならない。

2 教職員等は、本有体物について、提供することが認められたものを除き、他にこれを提供してはならない。

3 第1項の守秘義務は、別段の取決めがない限り、教職員等がその身分を失った以降も課せられるものとする。

(外部機関の研究成果有体物の取扱)

第6条 教職員等は、外部機関の研究成果有体物について知り、又は取得する機会を得た場合には、本学と外部機関との取り決めに従い守秘義務を負うものとする。

(外部機関において得た研究成果有体物)

第7条 教職員等は、外部機関において自らが主体となつて行つた研究等により得た研究成果有体物については、その外部機関の規程等により許容される範囲内で、その権利等の確保のために適切な要求をしなくてはならない。

(本有体物の管理)

第8条 教職員等は、本有体物を容易に他人に知られ、又は持ち出されないように管理しなければならない。

2 学部長または学科長は、管理統括する学部または学科の本有体物の管理及びその一定期間の保存に対して責任を負うものとする。

(本有体物の公表)

第9条 教職員等は、本有体物を公表しようとする場合には、関係者の合意を得た上で、前条第2項に定める学部長または学科長に届け出なければならない。

(本有体物の譲渡又は貸与)

第10条 教職員等は、学外の者(本学等を含む)が本有体物の譲渡又は貸与を希望する場合には、本有体物の取扱いについて別に定める文書(申請書、承認書、契約書等)を相手方と取り交わすものとする。

2 前項に定めるもののほか、本有体物を有償で他に譲渡又は貸与する場合には、県有特許等の実施契約に関する取扱要領(昭和50年3月28日管財第177号出納事務局長通知)により行うものとする。

附 則

本規程は、令和2年4月1日から施行する。